

教職員の権利を守る労働組合

全教栃木 教育新聞

教え子を再び戦場に送らない

↓↓ ひとりで悩まないで、困ったときは組合へ! ↓↓

〒321-0138 宇都宮市兵庫塚 3-10-30 TEL 028-653-0353 FAX 028-653-1579

組合HP <http://www.tcgzenkyo.work> E-mail info@tcgzenkyo.work

県教委「学校の勤務開始・終了時刻を保護者に知ってもらう」文書を配布

県教委は下記の文書を作成し、学校を通して、過日保護者に配布しました。印象としては、わかりやすい言葉で書かれており、ストレートに伝わる内容になっていると感じます。厚労省の「脳・心臓疾患の認定基準」と「時間外労働時間」の関係について書かれていますが、こちらは、数年前から当組合が県教委に対し、様々な資料を提供しながら丁寧に説明し、要求してきたものです。また、その下には「教員は授業のプロ」と書かれています。教員は学校の全職種の中で唯一、授業を行う免許を与えられている存在です。教員が授業に専念できない環境というのは、教員と児童・生徒の双方にとって好ましいものではありません。当組合は、教員を授業に専念させるよう一貫して求めてきました。

教員は決められた時間、労働（教育サービスを提供）し、その対価として賃金をもらって生計を立てている普通の「労働者」であり、また、業務の遂行に要求される一連の高度な知識・技能を有する「専門職」です。この当組合の考え方（理念）が反映されていると感じます。最近、教育支援員（スクールサポートスタッフ）という新しい職種を拡充することで、教員の業務負担の軽減を目指す動きが加速しています。一方で、地域の人的な教育資源を基盤に子どもたちの生活の場である学校を支えるという視点はとても大切なはずですが、この議論は置き去りにされているようにも感じます。行政は地域の中の学校の意義を再認識・再定義する必要があるのではないでしょうか。

保護者の皆様

(小・中・義務教育学校)

学校における働き方改革について

子どもたちの明るい未来のために!

～御理解と御協力をお願いします～

栃木県教育委員会 栃木県市町村教育委員会連合会
栃木県小学校長会 栃木県中学校長会 栃木県高等学校長会
栃木県PTA連合会 栃木県高等学校PTA連合会

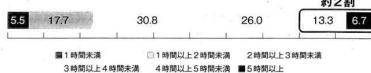


～「学校における働き方に関するアンケート(H30(2018))」の結果から～

本県では、平日の時間外勤務だけで「過労死ライン(注1)」を超える教員が約2割います。

(注1) 厚生労働省の「脳・心臓疾患の認定基準」においては、「発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超過する時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できる」としています。いわゆる「過労死ライン」とされる基準です。

<平成30(2018)年7月1日から7月20日までの平日の時間外勤務の状況>



教員は「授業のプロ」ですが、経験豊富な教員であっても、1時間の授業を行うために、その2倍、3倍の時間をかけて準備をすることも少なくありません。

日中は授業や児童生徒と向き合っているため、授業の準備や、その他の仕事も、基本的には児童生徒が下校してから行います。そのため、子どもたちの明るい未来のためにも、教員の健康を守り、教員本来の仕事にかけられる時間を確保する必要があります。



子どもたちのために、自分自身のために、学校の先生は、これまでの自分の働き方を見直しています。

県・市町村教育委員会では、研修の実地、外部人材の配置、小・中・義務教育学校全学年の少人数学級の導入、ICT機器の導入、研修・会合・調査等の見直しなど、各学校の業務改善のための様々な支援を行っています。

<小・中学校の取組実践例>

- 働き方改革推進委員会の設置
- 学校行事等の精選
- 家庭訪問の実施方法の変更、保護者との個人懇談を希望制にし夏季休業中に実施、運動会の短縮化、夏季休業中のプール開放日の廃止(削減)
- 授業準備等の時間確保のための工夫
- 部活動指導の在り方の見直し
- 部活動指導に係る適切な活動時間、休業日の設定
- 保護者・地域との連携
- 登下校指導、校内清掃、昼休みの校内・校庭巡回など
- 諸会議の実施場所を校内会議室から、学校外会議室等へ変更



～保護者・地域の皆様にお願ひしたいこと～

学校の勤務開始・終了時刻を御確認ください。

まずは、お子様が通学している学校、地域の学校の勤務開始・終了時刻を御確認ください。勤務終了時刻を過ぎても校内に残っている教員もおりますが、次の日の授業の準備などのために残っている教員です。

緊急の場合を除いて、学校に電話をかけることや、面会や家庭訪問を求めることは、なるべくお控えください。

部活動の方針について、御理解と御協力をお願いします。

栃木県教育委員会では、生徒の健康を守るため、「栃木県運動部活動の在り方に関する方針」並びに「栃木県文化部活動の在り方に関する方針」を策定し、活動の目安を以下のとおり示しています。

- ・1日の活動時間は、長くとも平日で2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とする。
- ・休業日は、学期中、週当たり2日以上(平日1日、週末1日以上)とする。
- ・長期休業中は、学期中に準じた扱いを行うとともに、長期の休業期間を設ける。

教員が、授業の準備に十分な時間をかけ、子どもたち一人一人とじっくり向き合えることができるようになるためには、本来的な業務に取り組みができる環境を整備していく必要があります。学校の働き方改革の趣旨を御理解の上、教員がよりよい教育を行えるようになるためにはどうしたらよいかを、是非一緒に考えていただければ幸いです。

このリーフレットに関する問合せ先

栃木県教育委員会事務局総務課 教育政策担当 ☎028-623-3360

採用試験、頑張ってください!!

7月11日、教員採用試験を受験される方々の応援に、駆けつけました。受験される方に、「頑張ってください」の想いを込めて、独自に作成した教育関連法規に関する直前チェック問題と飴を渡しました。皆様のご健闘をお祈り申し上げます。



宇都宮工業高校

アンケートA

■ 今回の内容はいかがでしたか?

- 役に立った 興味深かった 役に立たなかった

■ 新聞で取り上げてほしいことは?

- 働き方や勤務条件 教職員評価 教育予算 教職員人事 教職員組合
- 教育内容や教育課程 授業実践 教育相談 特別支援教育 憲法と教育
- 教育政策 その他 ()

■ 組合で開催してほしい学習会のテーマは?

- 働き方改革 教採対策 子どもの安全管理 子どもや保護者とのトラブル対応
- いじめ問題 授業力向上 児童・生徒指導 その他 ()



□にチェックしてね!ご協力ありがとうございます~

点線で切り取って、お近くの組合員にお渡しください!

教職員の権利を
守る労働組合

全教栃木 教育新聞

教え子を再び
戦場に送らない

↓↓ ひとりで悩まないで、困ったときは組合へ! ↓↓

〒321-0138 宇都宮市兵庫塚 3-10-30 TEL 028-653-0353 FAX 028-653-1579

組合HP <http://www.tcgzenkyo.work> E-mail info@tcgzenkyo.work

人事委員会に「教職員の給与及び労働条件等に関わる要求書」を提出

6月19日、栃木県人事委員会に「教職員の給与及び労働条件等に関わる要求書」を下記の通り提出しました。冒頭、先月号でもお伝えした36協定に関することも法令を遵守するよう求めました。詳しくは要求書をお読みください。

2020年6月19日

栃木県人事委員会 様

全栃木教職員組合
執行委員長 桑川 祥一

教職員の給与及び労働条件等に関わる要求書

教職員の労働条件改善に対するご尽力に敬意を表します。

過日、貴委員会に公開された県立学校のいわゆる「36協定届」ですが、各校の届を具体的に検証してみるといくつかの問題がありました。まず、指摘しておきたいのは、これは県教委にも問題がありますが、栃木県高等学校教職員組合(栃高教組)が、教職員の過半数を組織している学校があるにもかかわらず、職場の労働者から教員を除外して、事務職員等のみからの過半数代表を選出させていることです。これは厚労省の見解と異なるものであり、私たちは看過できません。次に過半数代表の選出方法です。投票はなく話し合いで選出した学校は23校もありました。さらに「業務の種類」の欄には「業務の範囲を細分化し、明確に定める」ことが求められているにもかかわらず、なぜか職種が書かれているのです。そして、こうした問題のある届を貴委員会が受理していることも問題です。「選出方法」、「業務の種類」について、公開された文書にはチェックの跡が見られます。その時に、届として有効かどうか判断し、不備があれば不受理とすべきです。労働基準監督機関として再点検をされるよう強く要求します。

昨年指摘しましたが、教職員の長時間労働解消については、文科省は指針として「在校時間を「月45時間、年間360時間」以内としました。このこと背景には、教員に変形労働時間制を導入するための前提ということがありますが、いずれにせよこの「在校時間」は守られねばなりません。例えば、高校ではこれまでのような部活動指導を行ってはいけず、この時間内に取まらないことは明らかです。教員の意識を変えていくことも求められますが、貴委員会としてもこの課題について、積極的な関与を強く求めます。

「教職員評価」の昇給や勤勉手当への反映、再任用・定年延長問題、ハラスメントの撲滅などについては、これまでも指摘してきました。教職員が何よりも健康で、同僚性を大切にして創造的な教育活動が行えるよう、下記のことが実現されますよう強く要求します。

記

1. 教員の地位に関する勧告、教育基本法等に基づき、教職員の士気を高め、教職員の生活改善ができるような賃金とすること。そのために、常勤の教職員の賃金を平均2万円

- 以上引き上げる。一時金を引き上げること。その場合は期末手当を増額すること。
- 55歳以上の職員にも昇給を行うこと。号給の「足伸ばし」を行うこと。給与及び諸手当の「見直し」等によって、現行支給額を引き下げないこと。
- 「教職員評価」の勤勉手当・昇給への反映を廃止すること。やむを得ず反映させなければならない場合は、現場を混乱させないよう最大限の配慮をすること。
- 教職員の長時間過密労働を解消させるため、文科省指針を順守させること。教職員の長時間過密労働を解消するため、これまで以上に踏み込んだ勧告を行うこと。変形労働時間制を学校に導入しないこと。
- 県立学校教職員の休憩時間を確保させること。違反については、労働基準法違反として厳正に対処すること。
- 労働基準法第15条に基づく労働条件の明示を行うよう、またその条件に基づいた勤務とするよう任命権者、服務監督権者に徹底させること。
- 雇用形態に関わらず、採用時検診を事業者の責任で行わせること。自費負担による健康診断書の提出を求めさせないこと。
- 市町教委に対して実効ある労働安全衛生体制を早急に確立するよう働きかけること。県立学校についても、法が求める労働安全衛生体制となっているか調査を行うこと。すべての学校で長時間労働を行った教職員に対する医師の面接指導が受けられる体制を整備させること。
- ハラスメントを根絶すること。
- 臨時・非常勤教職員(会計年度任用職員)の賃金改善を行うこと。臨時教員の2級適用、前歴換算の改善を行うこと。最高号給を引き上げること。非常勤講師の授業時間単価も3,000円以上に引き上げるとともに、試験作成・採点、評価等に要した時間についても賃金を支給すること。
1. 定年後の雇用を保障するとともに、多様な働き方を認めること。職務にふさわしい賃金や一時金とすること。定数からは除外すること。
2. 退職手当のさらなる減額は絶対に行わないこと。
3. 教員採用試験の受験年齢制限を撤廃させること。
4. 県教委に対し、管理職が労働基準法や労働安全衛生法を熟知できる研修を行うことを求めること。
5. 人事委員会の開催日時や議事録をHP上でも公開すること。

以上

執筆後記 文科省は英語民間試験の導入を中止しました。加えて、高校在学中のすべての活動をデジタルで記録し、大学入試資料とする「Japan e-ポートフォリオ」の運営許可も取り消すようです。危うく高校生活のすべてが測定・査定される所でした。多くの子どもも生活が企業の利益に呑み込まれる所でした。ギリギリのところでしたが踏みとどまれたことに、少しだけほっとしています。

全国知事会・市町村長会が緊急提言を発出!

少人数学級編成を文科省へ要求

詳しくは来月号で紹介!

アンケート B

年 月 日

- 私は、全栃木教職員組合に加入したいと考えています。
 私は、まずは、全栃木教職員組合の話を聞いてみたいです。

職場名 () 立 学校) 氏名 (フリガナ) 【 () 男・女 ()
 住所 (〒 ()
 電話番号 () メールアドレス ()



- 全教共済(総合・医療・生命・傷害・教職員賠償等)の加入を検討したい
 全教自動車保険の見積もりをとりたい(右のQRコードからも見積もり依頼ができます)



点線で切り取って、組合員にお渡しになるか、このままFAXか郵送、メールでも加入できます♪
 困りごとの相談もいつでも「ど・う・ぞ」♪